

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に関する審査基準

(令和3年4月1日制定)

- 1 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 2部(正本、写し)そろっていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入もれはないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。
 - (4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。
- 2 二以上の事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。)第8条の38の2で定める基準に適合するものであること。
- 3 収集、運搬又は処分を行う者が、施行規則第8条の38の3で定める基準に適合すること。ただし、施行規則第8条の38の3第5号の収集、運搬又は処分を行う者の知識及び技能に関する基準及び第9号の収集、運搬又は処分の用に供する施設については、以下のとおりとする。
 - (1) 収集、運搬又は処分の用に供する施設に係る基準
 - ア 収集、運搬を行う場合
施行規則第8条の38の3第9号イで定める基準のほか、以下の基準に適合すること。
 - (ア) 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)を継続的に使用する権原を有すること。
 - (イ) 積替え又は保管場所の土地の使用について、土地所有者の承諾が得られること。
 - (ウ) 家畜の死体の収集又は運搬を行う場合には、当該産業廃棄物の腐敗の進行を防止する保冷車その他の運搬施設を有すること。
 - (エ) 感染性産業廃棄物の収集、運搬を行う場合には、運搬容器に感染性廃棄物である旨の事項が表示されていること。
 - (オ) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物(以下「PCB廃棄物」という。)の収集又は運搬を業として行う場合には、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部)又は「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部)に掲げる基準及び要件に適合する施設を有すること。
 - (カ) その他、産業廃棄物処理基準及び一宮市産業廃棄物適正処理指導要綱に規定する基準に適合していること。
 - イ 収集、運搬又は処分を行う者の能力に係る基準
 - ア 次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 以下の(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(東京都千代田区二番町3番地)が実施する産業廃棄物の収集運搬又は処分に関する講習を修了していること。
 - a 受講対象者

- (a) 収集、運搬又は処分を行う者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役を除く。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第6条の10に規定する使用人（一体的処理を行おうとする区域における収集、運搬又は処分の業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。）
- (b) 収集、運搬又は処分を行う者が個人である場合には、当該者

b 取り扱う産業廃棄物と講習の種類

取り扱う廃棄物	収集、運搬を行う場合	処分を行う場合
産業廃棄物	収集、運搬に係る講習	処分に係る講習
特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物の収集、運搬に係る講習	特別管理産業廃棄物の処分に係る講習

ただし、収集運搬及び処分を行う場合には収集運搬に係る講習及び処分に係る講習を修了していること。

c 申請の種類と講習の種類

申請の種類	新たに認定を受ける者	既に認定を受けている者
認定申請	新規許可講習	
認定変更申請	新規許可講習	新規許可講習又は更新許可講習

ただし、申請の日から起算して5年前の日までの間に講習を修了していること。

- (イ) 現に有効な以下の産業廃棄物処理業の許可を有していること。

取り扱う廃棄物	収集、運搬を行う場合	処分を行う場合
産業廃棄物	産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物収集運搬業	特別管理産業廃棄物処分業

イ PCB廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その業務に直接従事する者が（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」を修了した者であること。

ウ 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の中間処理又は埋立処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。

- 4 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- 5 法第14条第5項第2号イによる第7条第5項第4号チに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」（おそれ条項）の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。
- (1) 過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合
- (2) 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、施行令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する

- 法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条(傷害)、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合等)、第222条(脅迫)若しくは第247条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合
- (3) 前号に掲げる法令のうち生活環境の保全を目的とする法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合
 - (4) 廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している場合
 - (6) 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
 - (7) その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待しえないと認められる場合